

【外貨 ex】店頭外国為替証拠金取引説明書 新旧対照表

下線部分が変更点

変更箇所	新取引説明書	旧取引説明書
<p>店頭外国為替証拠金取引の概要と仕組みについて</p> <p>2. 口座開設について</p>	<p>原則として弊社所定の方法にて取引所為替証拠金取引「くりっく 365」口座の開設と共に受付致します。 <u>(ご希望の場合、店頭外国為替証拠金取引「CyberAgent FX MT4」口座も併せて受付可能です。)</u> お問合せ等はサイバーエージェント FX お客様サービスセンターでお受け致します。</p>	<p>口座開設のお申し込みは、原則として弊社所定の方法にて取引所為替証拠金取引口座（以下「くりっく 365 口座」といいます。）の開設と共に、受付致します。お問合せ等はサイバーエージェント FX お客様サービスセンターでお受け致します。</p>
<p>24. 証拠金等に関する用語</p> <p>証拠金維持率</p>	<p>証拠金維持率が 20%を下回った場合 <u>(レバレッジ 200 倍コースの場合 40%を下回った場合)</u> に、ロスカットが執行されます。</p>	<p>証拠金維持率が 20%以下 <u>(レバレッジ 200 倍コースの場合 40%以下)</u> になると、ロスカットが執行されます。</p>
<p>32. 不足金について</p>	<p>外国為替相場の変動に伴い、お客様の保有するポジション（建玉）の決済等による損金額が預り資産合計を上回り、不足金が発生した場合には、<u>不足金発生日の翌々営業日の午後 3 時までに不足金を外貨 ex 口座にご入金して頂く必要があります。</u></p>	<p>外国為替相場の変動に伴い、お客様の保有するポジション（建玉）の決済等による損金額が預り資産合計を上回り、不足金が発生した場合には、<u>お客様は弊社の請求により不足金を外貨 ex 口座にご入金して頂く必要があります。</u></p>
<p>38. 取引終了の事由</p>	<p>約款第 33 条 2 項に定める事由に該当する場合には、本口座は解約される事になります。 主な解約事由は以下の通りです。 a. お客様が弊社に対し店頭外国為替証拠金取引の本口座または <u>MT4 口座、くりっく 365 口座の解約の申し入れをした時。</u></p>	<p>約款第 21 条 2 項に定める事由に該当する場合には、本口座は解約される事になります。 主な解約事由は以下の通りです。 a. お客様が弊社に対し店頭外国為替証拠金取引の本口座または <u>くりっく 365 の口座の解約の申し入れをした時。</u></p>
<p>42. 税金について</p>	<p><u>平成 24 年 1 月 1 日以降に年間の取引の結果生じた利益は、雑所得として申告分離課税の対象へと変更になりますので、確定申告をする必要があります。税率は、所得税が 15%、地方税が 5%となります。その損益は、差金等決済をした他の先物取引の損益と通算でき、また通算して損失となる場合は、一定の要件の下、翌年以降 3 年間繰り越す事ができます。</u></p>	<p>記載なし</p>

弊社の概要について

10 沿革

年月	内容
平成 23 年 12 月	店頭外国為替証拠金取引「MT4」サービス開始
平成 22 年 10 月	「くりっく 365」コールセンター24時間受付開始
平成 22 年 4 月	店頭外国為替証拠金取引「C-NEX」サービス開始
平成 22 年 3 月	取引所外国為替証拠金取引「くりっく 365」サービス開始
平成 22 年 2 月	「くりっく 365」サービス開始に伴い第二種金融商品取引業登録
平成 21 年 6 月	「外貨 ex」コールセンター24時間受付開始
平成 20 年 4 月	東京都渋谷区道玄坂一丁目 12 番 1 号 渋谷マークシティ ウエスト 20 階に移転
平成 19 年 9 月	金融商品取引法施行に伴い第一種金融商品取引業者として登録 (登録番号：関東財務局長（金商）第 271 号)
平成 19 年 6 月	手数料無料化開始
平成 19 年 5 月	取引システムリニューアル
平成 18 年 10 月	株式会社サイバーエージェント FX に社名変更
平成 18 年 6 月	取引システム導入 自社によるカバー取引開始
平成 18 年 4 月	東京都渋谷区道玄坂 1-14-6 に移転 金融商品取引業登録 関東財務局長（金先）第 148 号 株式情報配信事業を㈱フィナンシャル・プラスに、投資育成事業を㈱サイバーエージェント・インベストメントにそれぞれ営業譲渡を行う
平成 17 年 12 月	資本金 4 億 9 千万円に増資
平成 17 年 6 月	信託保全サービス開始
平成 16 年 12 月	資本金 4 億 2 千万円に増資
平成 16 年 3 月	資本金 1 億 7 千万円に増資
平成 15 年 11 月	店頭外国為替証拠金取引「外貨 ex」サービス開始
平成 15 年 9 月	株式会社シーイー・キャピタルを資本金 1 億円で設立

年月	内容
平成 22 年 10 月	「くりっく 365」コールセンター24時間受付開始
平成 22 年 4 月	店頭外国為替証拠金取引「C-NEX」サービス開始
平成 22 年 3 月	取引所外国為替証拠金取引「くりっく 365」サービス開始
平成 22 年 2 月	「くりっく 365」サービス開始に伴い第二種金融商品取引業登録
平成 21 年 6 月	「外貨 ex」コールセンター24時間受付開始
平成 20 年 4 月	東京都渋谷区道玄坂一丁目 12 番 1 号 渋谷マークシティ ウエスト 20 階に移転
平成 19 年 9 月	金融商品取引法施行に伴い第一種金融商品取引業者として登録 (登録番号：関東財務局長（金商）第 271 号)
平成 19 年 6 月	手数料無料化開始
平成 19 年 5 月	取引システムリニューアル
平成 18 年 10 月	株式会社サイバーエージェント FX に社名変更
平成 18 年 6 月	取引システム導入 自社によるカバー取引開始
平成 18 年 4 月	東京都渋谷区道玄坂 1-14-6 に移転 金融商品取引業登録 関東財務局長（金先）第 148 号 株式情報配信事業を㈱フィナンシャル・プラスに、投資育成事業を㈱サイバーエージェント・インベストメントにそれぞれ営業譲渡を行う
平成 17 年 12 月	資本金 4 億 9 千万円に増資
平成 17 年 6 月	信託保全サービス開始
平成 16 年 12 月	資本金 4 億 2 千万円に増資
平成 16 年 3 月	資本金 1 億 7 千万円に増資
平成 15 年 11 月	店頭外国為替証拠金取引「外貨 ex」サービス開始
平成 15 年 9 月	株式会社シーイー・キャピタルを資本金 1 億円で設立